

平成27年11月30日

第9回倉吉市議会定例会議案

倉吉市

平成27年12月第9回 倉吉市議会定例会会期

11月30日	(月曜日)	本	会	議		
12月1日	(火曜日)	本	会	議		
12月2日	(水曜日)	本	会	議		
12月3日	(木曜日)	本	会	議		
12月4日	(金曜日)	予	備	日		
12月5日	(土曜日)	休		会		
12月6日	(日曜日)	休		会		
12月7日	(月曜日)	本	会	議		
12月8日	(火曜日)	予	備	日		
12月9日	(水曜日)	委	員	会		
12月10日	(木曜日)	委	員	会		
12月11日	(金曜日)	委	員	会		
12月12日	(土曜日)	休		会		
12月13日	(日曜日)	休		会		
12月14日	(月曜日)	予	備	日		
12月15日	(火曜日)	議	事	整	理	日
12月16日	(水曜日)	本	会	議		

報 告

平成27年12月第9回倉吉市議会定例会に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成27年11月30日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	和 泉 博 伸
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
総 務 部 長	矢 吹 房 生	教 育 委 員 会 事 務 局 長	向 井 正
企画振興部長	岩 本 善 文	総務部総務課長	向 井 一 博
福祉保健部長	涌 嶋 祐 二		
産業環境部長	田 中 規 靖		
建 設 部 長	石 賀 祐 二		

目 次

報告第 7 号	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）……………	1	
報告第 8 号	倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について……………	3	
議案第 79 号	平成 27 年度倉吉市一般会計補正予算（第 6 号）		別冊
議案第 80 号	平成 27 年度倉吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 81 号	平成 27 年度倉吉市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 82 号	平成 27 年度倉吉市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 83 号	平成 27 年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）		
議案第 84 号	平成 27 年度倉吉市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）		別冊
議案第 85 号	平成 27 年度倉吉市水道事業会計補正予算（第 2 号）		
議案第 86 号	倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について……………	4	
議案第 87 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	10	
議案第 88 号	財産の無償譲渡について……………	21	
陳情第 16 号	名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書提出について……………	陳 1	
陳情第 17 号	議会本会議・常任委員会・会議録等のネット放映・閲覧等について……………	陳 4	
陳情第 18 号	沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書提出について……………	陳 7	

報告第7号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成27年11月30日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第8号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成27年10月19日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 損害賠償額 26,678円
- 2 相手方 東伯郡琴浦町 個人
- 3 事故の概要
 - (1) 事故発生年月日 平成27年9月7日
 - (2) 事故発生場所 倉吉市仲ノ町2711番2地先
 - (3) 事故状況 市職員が、公務のため、公用車で県道38号倉吉福本線を仲ノ町から関金町へ向け走行していたところ、道路に面した駐車場から関金町方面へ右折進入してきた相手方自動車と接触し、相手方に損害を与えた。
- 4 事故処理方法 示談による処理

報告第8号

倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項の規定により、別添のとおり倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したので、同法同条第6項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成27年11月30日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

議案第86号

倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に掲げる特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 次の表の左欄に掲げる市の機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

機関	事務
1 市長	倉吉市特別医療費助成条例（昭和48年倉吉市条例第42号）に規定する医療費（同条例第3条に規定する医療費をいう。以下同じ。）の助成（同条例別表第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに掲げる者に係るものに限る。以下「障がい者特別医療費助成」という。）に関する事務であつて規則で定めるもの
2 市長	倉吉市特別医療費助成条例に規定する医療費の助成（同条例別表第4号に掲げる者に係るものに限る。以下「特定疾病特別医療費助成」という。）に関する事務であつて規則で定めるもの
3 市長	倉吉市特別医療費助成条例に規定する医療費の助成（同条例別表第5号に掲げる者に係るものに限る。以下「ひとり親家庭特別医療費助成」という。）に関する事務であつて規則で定めるもの
4 市長	倉吉市特別医療費助成条例に規定する医療費の助成（同条例別表第6号に掲げる者に係るものに限る。以下「小児特別医療費助成」という。）に関する事務であつて規則で定めるもの
5 市長	倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年倉吉市条例第31号）に規定する小集落改良住宅（同条例第2条第2号に規定する小集落改良住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
6 市長	倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例に規定する市単独住宅（同条例第2条第3号に規定する市単独住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

7 市長	倉吉市都市再生住宅条例（平成18年倉吉市条例第29号）に規定する都市再生住宅（同条例第2条第2号に規定する都市再生住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

- 2 市の機関（法別表第2の第1欄に掲げる者のいずれかに該当する者に限る。）は、当該機関が法別表第1の下欄に掲げる事務又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳事務（以下単に「住民基本台帳事務」という。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載し、又は記録された法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報を、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 次の表の第1欄に掲げる市の機関は、同表の第3欄に掲げる保有事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載し、又は記録された同表の第2欄に掲げる特定個人情報を、同表の第4欄に掲げる利用事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

機関	特定個人情報	保有事務	利用事務
1 市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの	住民基本台帳事務	障がい者特別医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務（以下「地方税関係事務」という。）	
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還並びに徴収金の徴収に関する事務（以下「生活保護関係事務」という。）	
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務（以下「中国残留邦人等支援給付等関係事務」という。）	
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	
2 市長	住民票関係情報	住民基本台帳事務	特定疾病特別医

	あつて規則で定めるもの		療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	地方税関係事務	
	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係事務	
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係事務	
3 市長	住民票関係情報であつて規則で定めるもの	住民基本台帳事務	ひとり親家庭特別医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	地方税関係事務	
	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係事務	
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係事務	
	児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務	
4 市長	住民票関係情報であつて規則で定めるもの	住民基本台帳事務	小児特別医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係事務	
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係事務	
5 市長	住民票関係情報であつて規則で定めるもの	住民基本台帳事務	倉吉市営住宅の

	あつて規則で定めるもの		設置及び管理に関する条例による小集落改良住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	地方税法関係事務	
6 市長	住民票関係情報であつて規則で定めるもの	住民基本台帳事務	倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例による市単独住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	地方税法関係事務	
	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係事務	
7 市長	住民票関係情報であつて規則で定めるもの	住民基本台帳事務	倉吉市都市再生住宅条例による都市再生住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	地方税法関係事務	

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号に掲げる特定個人情報の提供は、次の表の第1欄に掲げる市の照会機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる市の提供機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供するものとする。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護関係事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「要保護者等援助

			関係情報」という。) であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	中国残留邦人等支援給付等関係事務であって規則で定めるもの	教育委員会	要保護者等援助関係情報であって規則で定めるもの

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書並びに第5条第1項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

(準備行為)

2 市の機関は、この条例（前項ただし書の規定については、当該ただし書の規定）の施行の前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

議案第 87 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

次のとおり行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

(倉吉市税条例の一部改正)

第1条 倉吉市税条例(昭和29年倉吉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第39条の2 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第24条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、<u>法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)</u>、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 前項の規定によって、市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに<u>次に掲げる事項(個人の場合にあつては、第2号に掲げる事項を除く。)</u>を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u>又は<u>法人番号</u></p> <p><u>(2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額</u></p> <p><u>(3) 減免を受けようとする事由</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第39条の2 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第24条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 前項の規定によって、市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに<u>左に掲げる事項</u>を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 減免を受けようとする事由</u></p> <p>3及び4 略</p>

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 略

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の^{あん}按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称。次項において同じ。)

(2)～(5) 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地 (以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者 (第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度 (第3号及び第78条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度 (法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等 (第78条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日 (以下この項及び第78条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年 (第78条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付し

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(4) 略

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の^{あん}按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(5) 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地 (以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者 (第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度 (第3号及び第78条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度 (法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等 (第78条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日 (以下この項及び第78条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年 (第78条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付し

<p>た申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第76条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第78条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第78条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人</u></p>	<p>た申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所<u>及び氏名</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第76条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第78条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第78条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに</u></p>
--	---

番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) 略

2 略

(軽自動車税の減免)

第95条 略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等（次条第1項に規定する軽自動車等を除く。）について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等（次条第1項に規定する軽自動車等を除く。）の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) 略

3 略

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第96条 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体

当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) 略

2 略

(軽自動車税の減免)

第95条 略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等（次条第1項に規定する軽自動車等を除く。）について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等（次条第1項に規定する軽自動車等を除く。）の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

(3)～(8) 略

3 略

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第96条 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世

<p>障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障がい者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障がい者等との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第145条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称。以下この条において同じ。)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項</p>	<p>帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障がい者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障がい者等との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第145条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項</p>
--	---

<p>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>
<p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>
<p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>
<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>
<p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(7) 略</p>
<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅</p>	<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅</p>

<p>又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>
--	--

(倉吉市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年倉吉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(課税免除の届出等)</p> <p>第3条 前条の規定による課税免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在における当該課税免除の対象となる固定資産について、次に掲げる事項を記載した届出書を同月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(課税免除の届出等)</p> <p>第3条 前条の規定による課税免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在における当該課税免除の対象となる固定資産について、次に掲げる事項を記載した届出書を同月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>所有者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>

(倉吉市入湯税条例の一部改正)

第3条 倉吉市入湯税条例（平成17年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第10条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に変更があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第10条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に変更があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>

(倉吉市国民健康保険条例の一部改正)

第4条 倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(徴収猶予)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 前項（同項第2号を除く。）の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 前項（同項第2号を除く。）の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

<p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号</u> (2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定による保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に、同号に掲げる者のいずれかに該当することを証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長は、届け出られるべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号</u> (2) 略</p> <p>5 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第27条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号</u> (2) 特例対象被保険者等の氏名<u>及び個人番号</u> (3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1) <u>氏名及び住所</u> (2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定による保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に、同号に掲げる者のいずれかに該当することを証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長は、届け出られるべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。</p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u> (2) 略</p> <p>5 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第27条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u> (2) 特例対象被保険者等の氏名 (3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

(倉吉市介護保険条例の一部改正)

第5条 倉吉市介護保険条例（平成12年倉吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の<u>氏名、住所及び個人番号</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該申請書を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下同じ。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し</p>	<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の<u>氏名及び住所</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し</p>

<p>て、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>て、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名<u>及び住所</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>
---	--

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行し、同日以後の申告、申請、申出又は届出について適用する。

議案第88号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

- | | |
|----------|---|
| 1 譲渡の目的 | 同和対策事業により整備した農業用施設について、地元自治公民館に譲渡することにより、市行政の一層の効率化を推進するため。 |
| 2 財産の種類 | 別表のとおり |
| 3 所在地 | 別表のとおり |
| 4 数量 | 別表のとおり |
| 5 評価額 | 別表のとおり |
| 6 譲渡の相手方 | 別表のとおり |

別表

名 称	財産の種類	所在地	数 量	評価額	譲渡の相手方
中河原2 共同集荷所	建物 鉄骨造2階建	倉吉市小鴨 569番2	208.67 m ²	2,328,177 円	中河原2 自治公民館 館長 森 康雄
中河原2 農機具保管 施設兼油庫	建物 鉄骨造平屋	倉吉市小鴨 568番4	44.00 m ²	701,441 円	中河原2 自治公民館 館長 森 康雄
中河原2 共同作業所 (粃穀収集施設)	建物 鉄骨造2階建	倉吉市小鴨 568番4	34.94 m ²	471,626 円	中河原2 自治公民館 館長 森 康雄
天神野共同作業所 (粃穀収集施設)	建物 鉄骨造2階建	倉吉市小鴨 1200番9	34.94 m ²	498,240 円	天神野 自治公民館 館長 宮脇 久翁

陳情第 16 号

名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を
日本政府に求める意見書提出について

- 1 提出者 反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会
実行委員長 田中 修一

- 2 受理年月日 平成27年 9月24日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年11月30日

倉吉市議会議長 高田 周 儀

「名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を

日本政府に求める意見書」提出に関する陳情書

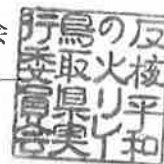
倉吉市 議会議長 由田 隆 様

2015年 9月 17日

陳情者 米子市角盤町四の二一

反核・平和の火りレー鳥取県実行委員会

実行委員長 田中 修



陳情趣旨

貴台におかれましては、かねてより非核・平和自治体宣言の下、平和行政の推進に尽力されていることに対して、敬意を表します。

沖縄では昨年おこなわれた名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院議員選挙と、一貫して名護市辺野古への新基地建設に反対する民意が示されました。こうした状況に対して「粛々と」建設を進めていく日本政府の姿勢には納得しがたいものがあります。日本国憲法第8章において地方自治は保障されており、政府には住民を代表する首長・自治体議会の意見を最大限に尊重する姿勢が求められます。

辺野古新基地建設について、政府には選挙で示されている沖縄県内の民意を尊重し建設工事を凍結したうえで、地元の声を反映する政策決定をすることと、基地移設に関する国民的な議論を並行しておこなうことを強く望みます。

前述した憲法第8章の中でも第95条では「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定められています。辺野古への新基地建設は国政上重要な事項であると同時に、地元住民の生活にも多大な影響を及ぼします。そこで、国会において辺野古への基地建設に関わる特別法制定の議論をおこない、住民投票によって沖縄県、そして名護市の民意を問うことで国と沖縄の意見を整合させ、地元の声を国政の決定に活かし、不信任感を払拭していくことが必要であると考えます。

また、基地の移設に対する国民的関心は未だに低く、沖縄への基地固定を前提とした声があまりに大きいことも問題です。米海兵隊は航空・陸上・後方支援の各部隊を一体運用する海兵空地任務部隊(MAGTF)という編制をとっています。2012年、当時の森本防衛大臣はこのMAGTFについて、「沖縄という地域でなければならないのかというと、地政学的に言うと、私は沖縄でなければならないという軍事的な目的は必ずしも当てはまらない。」「政治的に許容できるところが沖縄にしかないのだから、簡単に言ってしまうと、『軍事的には沖縄でなくても良いが、政治的に考えると、沖縄がつまり最適の地域である』と、そういう結論になると思います。」と発言しています。即ち、他の地域に押し付けることができないから沖縄に置いておくという状況が続いていると言えます。しかし、沖

縄に存在する海兵隊は1950年代半ばまでは日本本土に駐留していたものを、日本国民から不可視化させるために沖縄へと移転させたという経緯があります。沖縄の問題として片づけられてきた米軍基地問題はまさに日本全体の問題であり、「まず沖縄ありき」という考えを排除した、移設先に関する国民的議論をおこなうことが必要です。

このような趣旨に基づき、以下の内容で陳情いたします。どうか、この陳情の趣旨をご理解いただき、善処するようにお願い申し上げます。

陳情事項

辺野古新基地建設に関して、以下の3点を明記した意見書を日本政府各機関に提出すること。

- 1、名護市辺野古への新基地建設工事を当面の間凍結すること。
- 2、新基地建設を継続する際には、辺野古への基地建設に関わる特別法の制定によって対応し、制定の是非を問う住民投票の結果を尊重すること。
- 3、米軍基地問題を沖縄に固定化させず、県外・国外への移設を念頭に置いた国民的な議論を国会等ですすめること。

意見書提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・防衛大臣

陳情第 17 号

議会本会議・常任委員会・会議録等のネット放映・閲覧等について

- 1 提出者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成27年10月 5日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年11月30日

倉吉市議会議長 高田 周儀

平成 27 年 10 月 5 日

倉吉市議会議長 様

住所：倉吉市新田 1 2 9 番地

氏名：足羽 佑太



議会本会議・常任委員会・会議録等のネット放映・閲覧等について（陳情）

このことについて、下記のとおり陳情します。

記

●陳情趣旨

「開かれた議会」の推進のため、議会本会議や常任委員会、議運のライブ中継・録画放送をし、また、その議事録についても、インターネットにおいて公表いただきたい。

●陳情の詳細

貴議会におかれましては、平素より、議会本会議のケーブルテレビ中継や、本会議議事録のネット公開がなされるなど、「住民に開かれた議会」に向けて、格別の配慮をいただいていることに敬意を表します。

議会が遠くて、遠方まで見にいけない方にとって、ケーブルテレビによる映像放映、インターネットにおける議事録の閲覧環境は、大変貴重なものと存じ

ます。

しかし、現状、議会（本会議・常任委員会・議運）の動画のネット公開（ライブ中継や録画放送）がなされておらず、ケーブルテレビが映らない世帯等にとっては、不便な現状があります。いま、インターネットは携帯でもパソコンでも、ほとんどの世帯で導入しているとみられ、それらを活用した、「議会の活動の可視化」は、開かれた議会の推進にとってきわめて重要です。

ここで強調したいのは、「常任委員会」や「議運」の公開です。議会の本質的な議論は、実は本会議よりも、その前段の委員会の方が、結論に至るプロセスが密に話し合われているところ、そのプロセスを市民に公開することは、主権者たる住民の知る権利に奉仕することにもつながります。常任委員会については、たとえば鳥取県議会がライブ中継及び録画包装、議運については、たとえば船橋市議会等がライブ中継・録画放送している実績があります。他にも、倉吉市より人口規模の小さい湯梨浜町や北栄町でも、中継等がなされています。

動画の配信にあたっては、いわゆるツイキャスやユーストなどの無料配信の方法もあり、そこまでコストはかからないと思われれます。あとは、配信の手間ですが、他の議会でも実施している実績もあるので、開かれた議会に向け、ぜひ実施をいただきたく、本書をもって陳情します。

以上

陳情第 18 号

沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小
及び負担軽減を求める意見書提出について

- 1 提出者 名護市議会議員
宮城 安秀 ほか10名
- 2 受理年月日 平成27年11月13日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年11月30日

倉吉市議会議長 高田 周 儀

名護市

議会議長 様

沖縄の米軍普天間飛行場の代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択にご協力をお願い致します。

拝啓、晩秋の候、貴議会におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。私は沖縄県名護市辺野古出身の名護市議会議員宮城安秀と申します。米軍普天間飛行場の辺野古地先への移設に関し辺野古区民の思いを御理解して頂きたく陳情書、意見書を送付いたします。本来直接訪問し説明すべきですが、郵送での対応誠に申し訳ございません。不作法とは存じますがご検討のほど宜しくお願いします。

敬具


<送付物一覧>


- 1 送り状 (本書)
- 2 意見書採択を求める陳情
- 3 意見書 (案)
 - 「沖縄の米軍普天間飛行場の代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書」
- 4 関連資料
 - 1 沖縄県の基地の現状
 - 2 現在の普天間飛行場
 - 3 辺野古区位置図
 - 4 名護市街地と辺野古区地先
 - 5 沖縄工業専門学校裏のヘリパット
 - 6 移設されるヘリパット等を含む代替飛行場施設の配置計画図
 - 7 反対派の集会への出発時刻、シュワープゲート前の様子を伝える地元マスコミ 参考 (沖縄2紙の偏向報道と世論操作) ネットで検索
 - 8 辺野古区長から市議会への要請
 - 9 辺野古区商工社工業組合から区長への陳情
 - 10 久辺3区新交付金及び官房長官発言

名護市議会議員


陳情者代表 宮城

安秀 

岸本 直也 


宮城 弘子 


長山 隆 


宮城 さゆり 

宮里 尚 

比嘉 忍 

渡具知 武豊 

比嘉 拓也 

吉元 義彦 

金城 隆 

沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情

{陳情の要旨}

- 1 普天間飛行場を辺野古地先へ移設することは現在市街地にある普天間飛行場の危険性の除去が原点である。
- 2 平成9年12月、元比嘉市長が移設容認表明、以後元岸本市長、前島袋市長と三代にわたり、更に元稲嶺県知事や前仲井眞県知事に於いても移設について国と協議し、合意してきた経緯がある。
- 3 地元辺野古区をはじめ隣接する豊原区、久志区においては、条件付きで政府と協議中である。しかし県内マスコミは、移設に反対する立場の一部区民の声を報道し、地元辺野古区民の民意が伝わらない状況にある。
- 4 沖縄工業高専背後地に位置するオスプレイ等の着陸帯（ヘリパット）を海岸側に建設される代替施設へ移設する事により騒音及び危険性が軽減される。
- 5 今なお、全国の在日米軍専用施設の73.7%が沖縄に集中しており基地の整理縮小を全国の自治体で検討していただきたい。

{陳情の理由}

我が辺野古区は、区の環境整備、オスプレイ着陸帯の移設等を条件にこれまで普天間飛行場の辺野古地先への移設について容認し、協力してきた。しかし、稲嶺市長、翁長知事の就任によりあたかもオール沖縄県民すべてが辺野古地先への移設に反対しているかのような歪んだ報道が先行し地元である私達辺野古区民の民意が伝えられてない状況にある。又、移設反対派の過剰とも思える行動に、区民の平穏な生活は脅かされ不安は高まるばかりであるが、前仲井眞知事の埋め立て承認により移設工事を着実に進めていくことがより重要である。又、在日米軍専用施設の74%が沖縄に集中しており基地の整理縮小を全国の自治体で議論していただきたい。よって普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める。

平成27年11月6日 名護市議会議員 宮城 安秀

住所：沖縄県名護市辺野古932-26

連絡先：0980-55-2900